

茨城県 緊急事態宣言

茨城県独自の宣言を発令

実施期間：8月6日（金）～8月19日（木）

対象地域：県内全域

病床稼働数・新規陽性者数等の急増
デルタ株による急速な感染拡大 → 医療崩壊の恐れ

本日8月3日付けで、

緊急事態宣言

の速やかな適用を、国に要請しました

- 県独自の対策の効果や、感染状況などのデータを
国と緊密に連携して分析し、速やかな対応を求めている

県内の不要不急の外出自粛・感染リスクが高まる行動の自粛（拡充）

■ 県内全域において、不要不急の外出・移動の自粛を要請

※ 家族やいつも一緒にいる仲間と少人数で行動し、混雑する場所・時間は避ける

他都道府県との往来自粛等（拡充）

■ 緊急事態宣言等が発令されている都道府県との往来は、極力自粛を要請

※ その他の都道府県との往来についても、なるべくお控えいただくようお願い

■ やむを得ず往来する際は、感染症対策を徹底するなど特に注意するよう要請

出勤者数の削減（継続）

■ テレワークを積極的に活用し、可能な限り出勤職員数を削減することを要請

■ 混雑緩和のため時差出勤の活用を要請

部活動の制限（拡充）

■ 県立学校は、他校との練習試合、合宿等は自粛

■ 市町村立学校・私立学校・大学等に対しても、他校との練習試合等の自粛を要請

※ 感染症対策を徹底し、自校のみの活動

営業時間短縮要請等（拡充）

- 県内すべての飲食店に対し、午後8時から午前5時までの営業自粛（酒類の提供は夜7時まで）を要請

※ テイクアウトとデリバリーは午後8時以降も営業可

会食時における感染症対策の強化（拡充）

- 会食を開催する場合、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで
 - ※ 食事時の会話は、飲酒有無や昼夜・場所を問わず、感染が生じやすいため注意
 - ※ 大声、回し飲み、箸の共用は避け、会話するときはマスクを着用
 - ※ 少人数・短時間での開催とし、体調に異常がある場合は参加しない
- 「いばらきアマビエちゃん」登録店舗を利用、食事が始まる前に全員が利用登録

登録店舗の皆様へ

利用者全員が「いばらきアマビエちゃん」の登録を済ませているか必ず確認してください（あるいは連絡先を記録）

催物（イベント等）開催制限（拡充）

- イベントを開催する場合、上限5,000人かつ収容率50%以下とすることを要請
 - ※ COCOA、いばらきアマビエちゃん普及促進

県有施設の営業自粛（新規）

■ 県有施設は、原則休館

○ 休館する施設

アクアワールド茨城県大洗水族館、いばらきフラワーパーク、
ミュージアムパーク茨城県自然博物館、竜神大吊橋、袋田の滝観瀑台 等
（休館施設数 52施設（一部利用制限施設含む））

※ 公園施設は、屋内施設について、利用を制限。

※ 県近代美術館、県つくば美術館、県天心記念五浦美術館、県陶芸美術館、県立歴史館、
県立図書館は、感染拡大防止対策を徹底したうえで開館を継続。

※ すでにチケット販売や予約を受け付けている施設については、感染拡大防止対策を徹底した
うえで受け入れ可能とする。

（例）カシマサッカースタジアム、笠松運動公園、ザ・ヒロサワ・シティ会館、国民宿舎「鵜の岬」、
ホテルレイクビュー水戸、つくば国際会議場 等

海水浴場の閉鎖を要請（新規）

■ 海水浴場の開設者に対して、閉鎖を要請

※ ひたちなか市（阿字ヶ浦、平磯）、大洗町（大洗サンビーチ）

夏休み・お盆期間に特に注意をお願いしたい事項

(県民の皆様へ)

本県は現在、感染が急拡大しています！

県境を跨ぐ往来は、極力、お控えください！

※ やむを得ず往来する場合は、感染リスクが高まる行動（会食・寄り道等）は避けましょう

- **テレワーク等の活用や、まとめ買いするなど、外出機会を縮減**
- **会食を開催する場合、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで**
- **普段会わない人と会う際はマスクを着用し、会食は控える**

(他都道府県にお住まいの皆様へ)

- **申し訳ありませんが、今年の茨城への帰省はお控えください。**

※ やむを得ず来県される際は、感染リスクが高まる行動を避けていただくようお願いいたします。

- **今年の夏休みは、茨城に遊びに来ないでください。**

来県は延期をご検討の上、感染状況が落ち着きました後、
ゆっくりと本県の観光・レジャー等をお楽しみください。

**県内に所在する全ての飲食店の事業者は、
営業時間短縮に御協力願います。**

要請の期間	令和3年8月6日（金）から令和3年8月19日（木）まで（14日間）
要請の対象業種	全ての飲食店 （食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者） ※ <u>テイクアウト・デリバリー・コンビニ等のイートイン</u> は要請の対象外であり、午後8時以降も営業可
要請する内容	・午後8時以降午前5時までの間の 営業自粛 ・酒類の提供は午後7時まで
協力金の支給 (要請期間全てに協力頂いた店舗が対象)	○ 中小企業1店舗1日あたりの支給額（目安） 売上高3,000万円以下／年： 2.5万円 売上高3,000～1億円／年： 2.5～7.5万円 （売上高に応じて算定） 売上高1億円以上／年： 7.5万円 ○ 大企業も対象（算定式は別途） ※要請する対象は全市町村で合計約13,000事業所 ○ 協力金は、 8月10日 に申請受付開始
問い合わせ先	茨城県 営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-5393 受付時間：9時から17時（平日のみ）

土浦市、古河市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、境町の全ての飲食店(要請対象：約5,000事業所)は、
令和3年7月30日（金）から**営業時間の短縮を要請中**（令和3年8月19日（木）まで（21日間））